

福岡市立塩原小学校 PTA 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、福岡市立塩原小学校 PTA と称し、事務所を福岡市立塩原小学校に置く。

(構成)

第2条 本会は塩原小に在籍する児童の保護者、本校に勤務する教職員で構成する。

(目的)

第3条 本会は、保護者と教職員が積極的に協力し、学校と家庭および社会における児童の健全な成長を図るとともに、保護者と教師が共に学習し合い、教養を高めることを目的とする。

(方針)

第4条 本会は、第3条の目的を本旨とする民主的な任意団体であって、次の方針を持つ。

1. 学校教育を理解し協力する。
2. 宗教や政党に偏ることなく、営利目的を行わない。
3. 自主独立を持って児童の健全育成のために活動する団体と協力するが、他団体機関の支配や干渉は受けない。
4. 学校人事には関与しない。
5. 会員および役員等の名において、公選立候補者を推薦もしくは応援してはならない。

(活動)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 保護者および教職員の連携による教育活動の推進に関する事項
2. 児童の健全育成および学校行事への支援に関する事項
3. 地域との連携および学校運営の補助に関する事項
4. その他、本会の目的を達成するために必要な事項

第6条 本会の活動は、原則として総会で協議された事項に基づき、会員から活動メンバーを募って主体的に活動する。すべての活動は会員相互の支え合いによって成り立つ。

第2章 会員

(会員)

第7条 本会の会員について、次のとおり定める。

1. 塩原小学校に在籍する児童の保護者及び塩原小学校に勤務する教職員は、会員になる資格を有し、入会の意思表示と共に会員となる。
2. 会員は在籍児童の卒業または第1項に定める会員資格を喪失することにより自動的に退会となる。

(権利・義務)

第8条 会員は、総会で意思表示をする権利を有し、目的と方針に従い、会員相互の支え合いによる主体的なメンバーとして活動する。

第9条 会員は総会において決められた会費を納入しなければならない。

第10条 学校長は、総会、その他の会議に出席し、学校運営ならびに教育的立場により意見を述べるができる。

第3章 役員および会計監査委員

(役員)

第11条 本会の役員は、次のとおりとする。

会長 1名

副会長 若干名

書記 若干名(内 学校1名)

会計 若干名(内 学校1名)

※役員の仕事については、附則にて定める。

第12条 役員の仕事は、当年度4月1日から3月31日までとする。但し、再任は妨げない。

(会計監査委員)

第13条 本会に監査を置く。

会計監査委員 2名

※会計監査員はこの会の経理を監査する。

※役員と兼ねることはできない。

第14条 会計監査委員の仕事は、当年度定期総会から次年度定期総会までとする。

但し、再任は妨げないが、引き続き2年を超えて会計監査に選ばれることはできない。

(選考)

第15条 各役員の仕事は、役員会が会員に対して広く募集する。

第16条 各役員は、役員会で選出した候補者を書面にて、会員の過半数以上の賛成により承認を得る。

(補充)

第17条 役員・監査委員の補充については、附則にて定める。

第4章 機関

(総会)

第18条 総会は、全会員をもって構成する。

第19条 総会は、次の通り会長が招集し、開催する。

1. 定期総会は、年1回開催する。

2. 臨時総会は、役員会が必要と認めた場合、または会員の2割以上の要求があった場に開催する。

3. 総会は、次のいずれかの方法に基づき開催する。効力はいずれの方法も同じものとするが、会員の意見交換が妨げられないよう考慮し、公平な運営を推進する。

① 書面(メール等を含む)

② 集会（ウェブ開催含む）

第20条 総会は、本会の最高議決機関であり、次の事項を審議・決定する。

1. 本会の解散ならびに離合
2. 規約の改正
3. 会費
4. 予算および決算
5. その他運営に必要な事項

但し、議事内容については、総会の3日以上前に全会員に通知しなければならない。

第21条 総会の成立要件、議事は次のとおりとする。

1. 成立要件

総会は全会員の5分の1以上の議決権行使書の提出または出席があった場合に成立する。但し、集会形式の場合は、委任状を認める。

2. 議事

総会の議事は、議決権行使書の提出者または出席者の3分の2以上の賛成をもって決定する。

（役員会）

第22条 本会を運営するにあたり役員会を設置する。

1. 役員会は、役員・校長・教頭・教務をもって構成する。
2. 役員会は必要に応じて会長が招集する。
3. 役員会は、当PTAの運営に関する必要な事項について審議する。
4. 緊急に処理の必要な事項、予算内における補正は役員会で審議の上、更正することができる。但し、処理事項については、総会にて報告しなければならない。

（運 営）

第23条 本会を運営するにあたり、活動エントリーグループを設置する。

第24条 活動エントリーグループについては、附則にて定める。

第5章 会 計

（会 計）

第25条 本会の活動に要する経費は、会費、その他の収入によって支弁される。

第26条 予算は役員会の審議決定を経て、総会の承認を受けなければならない。

第27条 本会の経理は、監査を経て総会に報告をしなければならない。

（会計年度）

第28条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 附 則

（附則の定義）

第29条 附則は、本規約を運営するにあたり、必要な事項を規定する。

第7章 規約の改正

(規約改正)

第30条 規約改正の場合は、役員会において改正案分を審議し、総会の出席会員（委任状含む）の3分の2以上の承認を受けて施行する。

第8章 規約の発行

第31条 この規約は、昭和61年5月19日より発効する。

- (1) 昭和62年 2月24日一部改正
- (2) 平成14年 5月 2日一部改正
- (3) 平成14年 9月13日一部改正
- (4) 平成16年 5月 6日一部改正
- (5) 平成22年 2月10日一部改正
- (6) 平成30年12月 4日一部改正
- (7) 令和 5年 3月31日 休止（試験運用規約運用のため）
- (8) 令和 7年 4月 1日 改正

福岡市立塩原小学校 PTA 附則

(役員の仕事)

第1条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。なお、総会、役員会の招集は会長が行う。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代行する。
3. 書記の仕事は、次のとおりとする。
 - ① 総会の議事を記録する。
 - ② 諸種の記録通信、その他の資料を保管する。
 - ③ 会長の指示によって本会の通信を行う。
4. 会計の仕事は、次のとおりとする。
 - ① 総会で決定した予算に基づき、会計事務を処理する。
 - ② 本会の財産を保管する。

(役員及び会計監査員の補充)

第2条 補充については次のとおりとする。

1. 会長に欠員が生じたときは、副会長の中から代行者を互選する。任期は前任者の残任期間とする。
2. 会長以外の役員および会計監査委員に欠員が生じたときは、会員からこれを必要に応じて補充する。任期は前任者の残任期間とする。

(活動エントリーグループ)

第3条 活動エントリーグループは、保護者より募集した活動メンバーと PTA 役員、教職員をもって構成する。

1. 活動エントリーグループはその活動に際し、必要に応じて保護者より活動メンバーを募集し、PTA 役員、教職員と共に協力して行う。
2. 活動エントリーグループは次の活動を通して、児童の教育環境を支援し、健全な成長を図る。
 - ① 保護者・教職員に関わる活動
講演会、研修の開催・参加
教職員との交流や情報共有
情報の発信（広報活動）
 - ② 児童・学校サポート活動
学校行事への協力
児童の健全育成を支える活動
 - ③ 地域サポート活動
地域・防犯パトロール
環境改善活動
 - ④ その他、上記以外有事の場合の活動

(慶 弔)

第4条 慶弔については、次のとおり定める

弔	児童死亡	弔慰金 10,000円
	児童父母死亡 (養育保護者含む)	弔慰金 5,000円
	教職員死亡	弔慰金 10,000円

※上記に含まれない場合は、その都度、役員で協議する。

第5条 教職員の年度末離退任の場合は、記念品（花束）をおくる。

(改 正)

第6条 附則は、この会の運営に関し、規約に反しない限りにおいて役員会で制定し、または改廃することができる。この場合は次期総会に報告しなければならない。

福岡市塩原小学校 PTA 個人情報取扱規約

第1条 目的

福岡市立塩原小学校 PTA が保持する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、活動の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的に、PTA 会員名簿及び、その他の個人情報データベースの取り扱いについて定めるものとする。

第2条 責務

本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守し、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第3条 管理者

本会における個人情報の管理者は PTA 会長とする。補佐が必要な場合は管理者が任命する。

第4条 取扱者

本会における個人情報の取扱者は PTA 役員とする。

第5条 秘密保持義務

個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第6条 収集方法

本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

第7条 利用目的

取得した個人情報は次の目的のために利用する。

1. 会費集金、管理、PTA 活動名簿作成（保険事務）、その他の文書の配布。
2. PTA 行事等の出席名簿、役員名簿。
3. PTA 活動に関して、会員に連絡することが必要なとき。

第8条 利用目的による制限

本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を越えて、個人情報を扱ってはならない。

第9条 管理

個人情報は、管理者または取扱者が保管するものとし適正に管理する。不要となった個人情報は、管理者立会いのもとで適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第10条 保管及び持ち出し等

1. 個人情報を取り扱う電子機器等についてセキュリティ管理を厳密に実施し、電子メールでの送信・デバイス本体に関しても暗号化やパスワードを施す等の管理を適正に行うこととする。
2. 紙媒体に記載されたものは鍵のかかる場所で保管し、管理者・取扱者以外の目に触れるところに放置しない等の管理を適正に行うこととする。
3. 持ち出しについては原則禁止とする。但し、やむを得ない場合は管理者の許可を得る。

第11条 第三者提供の制限

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ず第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合。
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合。
3. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合。
4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。

第12条 第三者提供に関わる記録の作成等

個人情報を第三者へ提供したときは、事項について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名。
2. 提供する対象者の氏名。
3. 提供する情報の項目。
4. 提供する対象者の同意を得ている旨。

第13条 第三者提供を受ける際の確認等

第三者からの個人情報の提供を受けるときは、次の事項について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名。
2. 第三者が個人情報を取得した経緯。
3. 提供を受ける対象者の氏名。
4. 提供を受ける情報の項目。
5. 対象者の同意を得ている旨。(事業者ではない個人からの提供を受ける場合も同様)

第14条 情報開示等

本会は、本人が個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求めたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第15条 漏洩時の対応

個人情報を漏洩等(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合、直ちに管理者であるPTA会長に報告しなければならない。

第16条 研修

本会は、PTA役員に対して定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとし、実施の記録を残す。

第17条 苦情の処理

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第18条 附則

本規則は令和5年4月1日より施行する。

(1) 令和7年4月一部改正